

ご存じですか??

# 成年後見制度

認知症が進み最近通帳を  
なくしたりお金の管理が  
難しくなってきた

一人暮らしの親が何度も  
訪問販売の被害に遭っている

施設入所や福祉サービスの  
利用をしたいが自分で  
契約ができない

こんなことで  
悩んでいませんか?

成年後見制度の利用を  
考えているが、詳しく内容を  
知っておきたい

私になにかあったとき、  
知的障がいのある家族が心配

身寄りがいないので将来の  
財産管理に不安がある

高齢者や障がいのある方が自分らしく安心して暮らしていくために  
成年後見制度の利用をお手伝いします



～北広島市成年後見センター～

# 目次

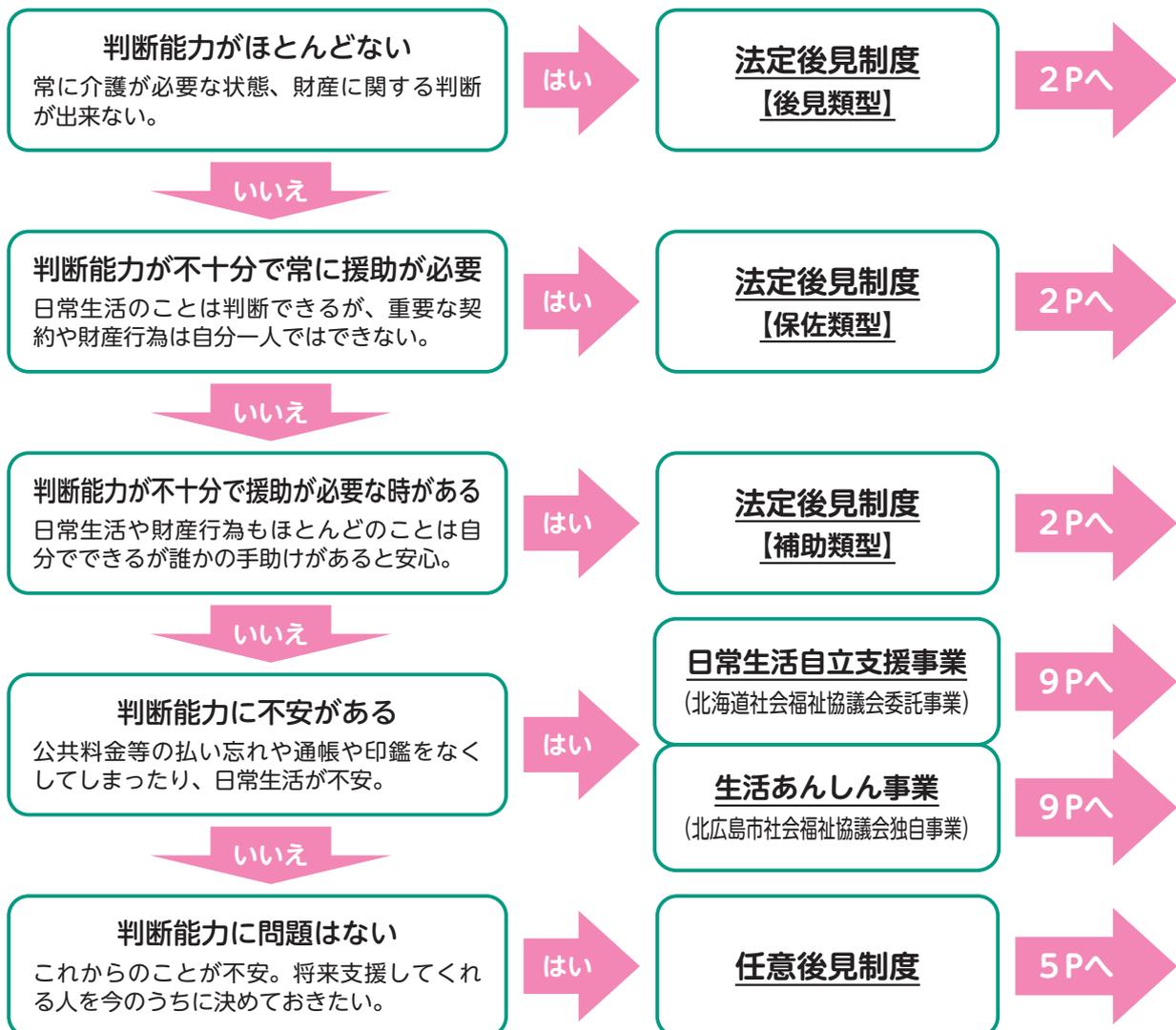
1. 成年後見制度とは？	1
相談フローチャート	
2. 法定後見制度について	2
3. 任意後見制度について	5
4. 事務委任契約	6
5. 後見人等ができること・できないこと	7
6. 北広島市成年後見センターについて	8
7. 日常生活自立支援事業と生活あんしん事業について	9
8. よくある質問	10
9. お問い合わせ	12

# 1. 成年後見制度とは？

- ・成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいにより、判断能力が十分でなくなっても、様々な手続きや契約をするときに、不利な内容にならないように支援し、権利や財産、生活を守る制度です。
- ・成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。
- ・この冊子では、成年後見制度の利用する方のことを「本人」と表現します。また、「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」を総称して「後見人等」と表現します。

## 相談フローチャート

- ・本人の判断能力の状態によって、利用できる制度や内容等が異なります。



それぞれの制度・事業概要について詳しく聞きたい方やご相談等ありましたら、成年後見センター（12ページ参照）までご連絡ください。

## 2. 法定後見制度について

- ・「判断能力が低下している状態」（医師による診断が必要）である場合に、※「本人または配偶者・4親等内の親族」（3ページ参照）、「市町村長等」の申立てによって家庭裁判所が、適任と認めた方を本人の後見人等として選任する制度です。
- ・法定後見制度には3つの類型があり、どれに該当するかは医師が作成した診断書等をもとに、家庭裁判所が決定します。

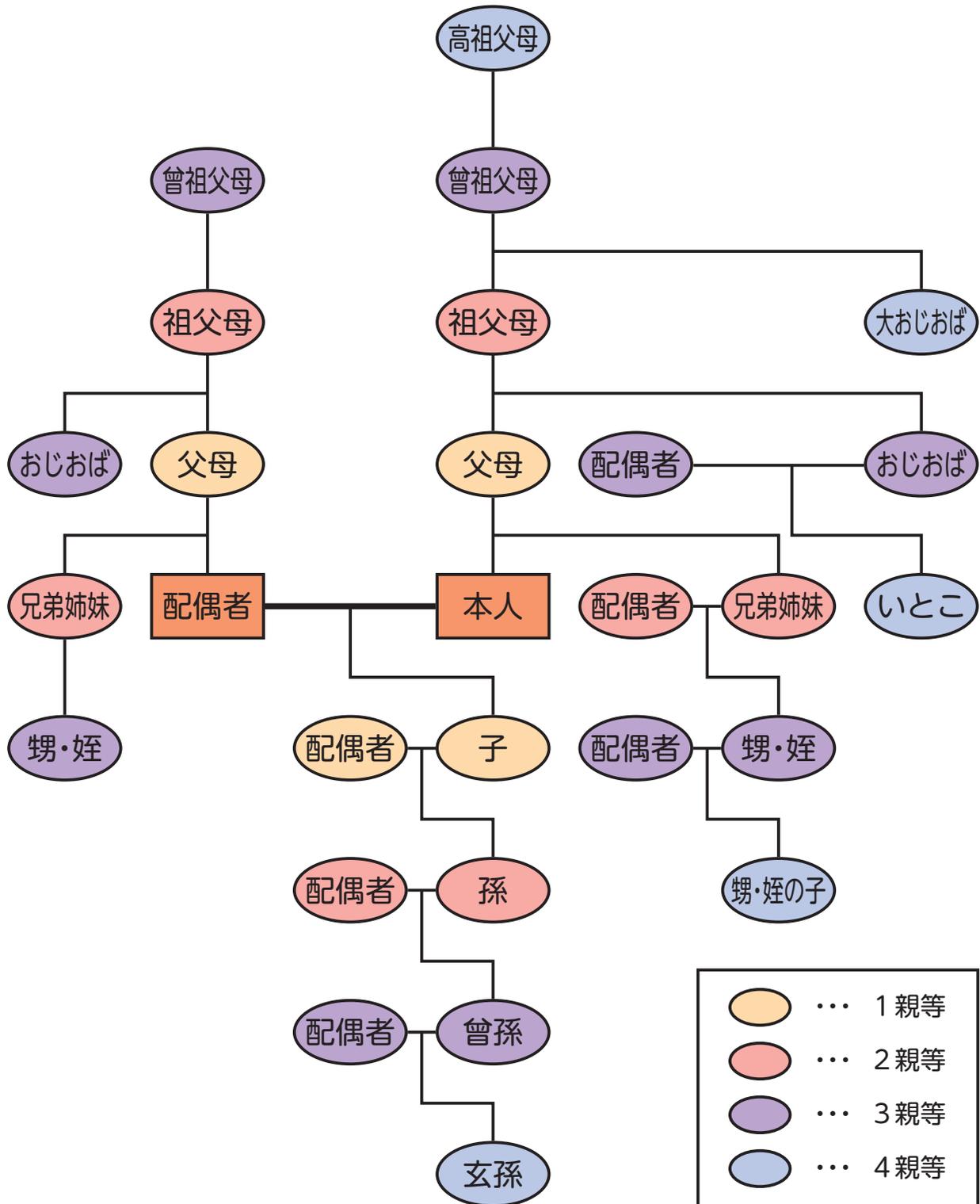
	後見類型	保佐類型	補助類型
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力が「ほとんどない」状態</li> </ul> →支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力が「不十分で常に<u>援助が必要である</u>」状態</li> </ul> →支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力が「不十分で<u>援助が必要な時がある</u>」状態</li> </ul> →支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。
後見人等の権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産管理権</li> <li>・代理権（※1）</li> <li>・取消権（日常生活に関する行為を除く／※2）</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の事項（借金、相続の放棄や承認、増改築など）についての同意権（※3）、取消権</li> <li>・申立てにより上記の事項以外についての同意権、取消権（日常生活に関する行為を除く）</li> <li>・特定の法律行為についての代理権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立てにより特定の事項（借金、相続の放棄、承認、増改築など）の一部についての同意権、取消権</li> <li>・特定の法律行為についての代理権</li> </ul>

（※1）代理権：本人のために、「本人に代わって法律行為を行う」権限

（※2）取消権：本人が行った不利益な行為を「取り消す」権限

（※3）同意権：本人が法律行為を行う際にその内容が本人にとって不利益ではないか検討し、問題がない場合に「同意する」権限

## 4親等内親族図



	… 1親等
	… 2親等
	… 3親等
	… 4親等

## 手続きのながれ



申立ては申立人の判断で自由に取り下げることが出来ないため、申立てを行う前に制度の利用について慎重に検討する必要があります。詳しくは成年後見センターへご相談ください。



### 申立て

本人の居住地を管轄する家庭裁判所に、申立書および必要書類を提出します。



### 調査・鑑定・ 審理

家庭裁判所は、申立書類の確認や本人・申立人に面接などを行い、本人の生活や経済状況等の把握・調査を行います。本人の判断能力について**精神鑑定（※1）**が行われることもあります。

### 審判

家庭裁判所が、後見人等を選任します。必要に応じ後見人等を監督する**監督人（※2）**が選ばれることもあります。

### 告知・通知

本人、申立人および後見人等に選ばれた方に審判の結果が通知されます。

### 成年後見登記

法務局に登記されますが、戸籍謄本等には記載されません。

（※1）精神鑑定とは：本人の判断能力や障がいの程度を正確に判断する必要があると家庭裁判所が認めた場合は、医師による精神鑑定を行います。  
※鑑定が行われる場合は申立費用以外に**鑑定料**が必要となります。

（※2）監督人とは：本人が多額の財産を所有している場合や遺産分割協議の必要がある時など後見人等だけでは適切な後見事務の遂行が難しいと家庭裁判所が判断し、弁護士や司法書士等を監督人に選任することがあります。



申立てにかかる費用は、原則「申立人の負担」となります。

### 3. 任意後見制度について

- ・本人の判断能力があるうちに「将来判断能力が衰えた時のために」、自分の生活や身上保護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を「本人が選んだ任意後見人」との間で契約を結ぶ制度です。契約は公証役場にて公証人が作成する「公正証書」で結びます。
- ・本人の判断能力が衰えた時に、任意後見人や親族等が家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し支援が開始されます。

#### 手続きのながれ

##### 任意後見 契約の準備

将来どのように暮らしたいのかをしっかりと考えます。誰と任意後見契約を結ぶのかを考えます。  
身近な親族や友人でも構いませんが**慎重に考えることが大切です**。どのようなことを依頼するのか、具体的な内容や報酬を確認します。

##### 任意後見 契約・登記

任意後見人になる人と一緒に公証役場に行き、公正証書により、任意後見契約を結びます。  
病気等により公証役場に出向くことができない場合は、公証人に出張してもらうことも可能です。  
公正証書の内容は公証人からの依頼により、東京法務局に登録されます。

#### 本人の判断能力が衰えた時

##### 任意後見監督人 選任の申立て

本人、配偶者、4親等内の親族等（3ページ参照）または任意後見人が家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任申立を行います。  
任意後見人は本人が元気なときから定期的に訪問を行うなど、判断能力の衰えに応じて、確実に申立てができる体制を整えておく必要があります。

##### 任意後見監督人の 選任

任意後見監督人が選任されると、任意後見人による支援が開始されます。

～北広島市から近い公証役場は次の二か所です～

##### 札幌大通公証役場

住所：札幌市中央区北1条西4丁目2番地2  
札幌ノースプラザ6階

電話：011-241-4267

##### 札幌中公証役場

住所：札幌市中央区大通西11丁目4  
登記センタービル5階

電話：011-271-4977

## 4. 事務委任契約

- ・任意後見制度以外に、判断能力に問題がなくても身体機能の衰えから銀行等に出向くことが難しい場合等に支援が受けられる「事務委任契約」があります。
- ・利用料金は一律ではないため、直接弁護士や司法書士等にお問い合わせ下さい。

弁護士や司法書士等と任意後見契約を締結する場合、次の事務委任契約とセットで契約することが多いです。

### 見守り契約とは

本人と定期的に面談を行い、生活や健康状態等を把握する契約です。任意後見が開始すると、見守り契約は終了します。

### 財産管理委任契約とは

財産管理やその他の生活上の事務について、具体的な管理内容を決めて委任します。契約の内容は当事者の合意により自由に決めることができます。

### 死後事務委任契約とは

本人の死後、施設利用料や入院費の精算、葬儀の手配等の事務を契約により委任します。※任意後見人や後見人等の職務は本人の死亡により終了するため、原則死後事務は行いません。

## 5. 後見人等ができること・できないこと

- ・後見人等は主に「身上保護」と「財産管理」を行います。

### 後見人等ができること

#### ≪身上保護（生活や療養に関する事務手続）とは≫

本人が住み慣れた場所で生活が続けられるよう、後見人等が定期的に訪問等を行い本人の生活状況を把握し、必要な手続きや対応を行います。

#### 例えば

「医療機関への入退院の手続き」「施設への入退所の手続きやケアの状況把握」  
「必要な介護サービスや福祉サービス等の利用契約」 「各種支払い」  
「定期的な本人との面会」 「賃貸契約の締結、変更、解除」 等

#### ≪財産管理とは≫

預貯金等の管理、不動産等の適切な管理を本人に代わり行います。

#### 例えば

「通帳や重要な書類の管理、保管」 「生活費捻出のための定期預金の解約」  
「不動産等の管理や売却」 「相続手続や遺産分割協議」 等

### 後見人等ができないこと

- ・日用品の買い物や調理、掃除、身体介護等の日常生活に関すること
  - ・賃貸契約の「連帯保証」や入院、施設入所の際の「身元保証」、「身元引受」に関すること
  - ・治療や手術、臓器提供についての同意（医療同意）に関すること
  - ・遺言や養子縁組、結婚・離婚等の意思表示に関すること
  - ・葬儀を執り行う等、死後の事務に関すること
- ※ただし、家庭裁判所の許可を得て火葬・埋葬に関する契約を締結する場合があります（保佐人、補助人は許可を得ることはできません）

## 6. 北広島市成年後見センターについて

- ・成年後見センターは北広島市から委託を受け、北広島市社会福祉協議会が運営しています。成年後見制度をはじめ、認知症や障がい等で判断能力に不安があり、お金の管理が難しい方やそのご家族等からのご相談をお受けしています。

相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関すること</li> <li>・成年後見制度の利用に関すること</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
申立手続きのお手伝い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申立書類の作成に関するアドバイス</li> <li>・家庭裁判所への申立同行</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
成年後見制度の普及や講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の老人クラブやサークル、高齢者施設、障がい者施設等での講座の実施</li> <li>※講座をご希望の場合はお問合せください</li> <li>・周知・普及に向けての市民向け講座・講演会の実施</li> </ul>
担い手の養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度を利用しながら生活している方に対し、同じ地域に住む身近な立場で支援する担い手を養成</li> </ul>
後見人等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑な課題を抱えており、後見人等のみで解決が難しい</li> <li>・後見事務の内容がよくわからない</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

### 担い手の養成と活用

「市民後見人候補者」と「法人後見支援員」を養成し、北広島市社会福祉協議会が実施している法人後見事業や日常生活自立支援事業等の生活支援員として、お手伝いいただいています。

	市民後見人候補者	法人後見支援員
登録要件	市民後見人養成講座を修了した者 (座学：6日間・計26時間) (実習：2日間) ※受講期間や時間は変更する可能性があります	法人後見支援員養成講座を修了した者 (座学：2日間) ※受講期間や時間は変更する可能性があります
講座の受講要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座の事前説明会への参加</li> <li>・民法第847条の後見人等の欠格事由<sup>*</sup>に該当しないこと</li> </ul> ※未成年者、後見人等を解任されたことがある者、破産者で復権していない者、被後見人に対し訴訟をした者、その配偶者および直系血族、行方不明者	
講座の開催	市の広報や社会福祉協議会のホームページ等にて周知します。 ※開催しない年度もあります。	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人後見事業の法人後見支援員</li> <li>・日常生活自立支援事業および生活あんしん事業の生活支援員</li> <li>・後見人等の個人受任（※家庭裁判所が選任した場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人後見事業の法人後見支援員</li> <li>・日常生活自立支援事業および生活あんしん事業の生活支援員</li> <li>※後見人等の個人受任をすることはできません。</li> </ul>

※法人後見の受任状況等に応じ活動を依頼するため、法人後見支援員等としての活動をお約束するものではありません。

## 7. 日常生活自立支援事業と生活あんしん事業について

- ・福祉サービス利用の手続きや日常的な金銭の管理、大切な書類等の預かりをお手伝いします。

### 例えば

- ※福祉サービスを利用したいが手続きがわからない
- ※公共料金の支払いを忘れてしまう
- ※通帳や印鑑をどこにしまったか忘れてしまう



など

	日常生活自立支援事業	生活あんしん事業
利用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅で生活している方</li> <li>・自宅で生活する予定がある方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅以外の高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム、共同住宅等で生活している方</li> </ul>
利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約内容および事業内容を概ね理解できる方</li> <li>・債務（借金）が無い方（ただし、債権者と返済方法について合意がされている場合は応相談）</li> <li>※利用の可否については審査があります</li> <li>※借金や浪費癖の解消を目的とした利用はできません</li> <li>※身体的理由での利用はできません</li> </ul>	
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス利用援助（基本事業） 福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い 利用している福祉サービスの苦情を解決するお手伝い</li> <li>・日常的金銭管理サービス（オプション） 公共料金等の支払いや生活費の払戻し等</li> <li>・書類等の預かりサービス（オプション） 定期預金通帳や年金証書等の再発行が困難な大切な書類のお預かり</li> </ul>	
利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1回（1時間程度）利用料1,200円＋生活支援員派遣に伴う交通費実費</li> <li>・書類等の預かりサービスを利用する場合は300円/月（貸金庫の利用料）</li> <li>※生活保護受給中の方は利用料がかかりません</li> </ul>	

### 利用までのながれ

- ・相談を受けた担当職員が自宅を訪問し、事業の内容を説明した上で、利用希望の有無を確認します。
- ・具体的な困りごとについてお話を聞き、事業を利用することで、困りごとが解消できるのか検討します。また、事業を利用しても困りごとの解消が難しい場合は、関係機関をご紹介します。
- ・事業を利用することで、困りごとの解消が見込める場合は、利用の可否について審査を行います。
- ・審査の結果、利用が認められたら、本人と生活支援計画を作成し、契約を結びます。その後、生活支援計画に基づき生活支援員等が支援を行います。

## 8. よくある質問

どのような人が  
後見人等に選ばれますか？



本人にどのような支援が必要か判断して、「家庭裁判所が後見人等を選任」します。後見人等には親族のほか、弁護士や司法書士等の法律の専門家をはじめ、福祉の専門職である社会福祉士等が選任されることもあります。また、社会福祉法人等の法人が後見人等に選任されることがあります。

※北広島市社会福祉協議会も法人後見事業を行っています。

「本人の死亡」または「本人の判断能力が完全に回復」しない限り、成年後見制度の利用は続きます。また、申立ての当初の目的を達成しても、後見人等による支援は続きます。

※後見人等が高齢や病気等で成年後見業務を継続することが出来なくなった場合は、後見人等が辞任および自分以外の後見人等選任の申立てを行うことで、家庭裁判所が新たな後見人等を選任します。

成年後見制度は  
いつまで続きますか？



申立てにかかった費用は原則、「申立人の負担」となります。本人が申立人の場合は、本人が申立費用を支払います。

※所得状況に応じて申立費用や後見人等の報酬費用を助成する制度もあります。詳しくは下記までご相談ください。

申立費用は  
誰が支払うのですか？



北広島市役所  
保健福祉部 福祉総合相談室  
電話：011-372-3311（代表）

申立てを取り下げることができますか？



申立ては申立人の判断で自由に取り下げることができません。その場合は家庭裁判所の許可が必要になります。

※申立書に記載した候補者が後見人等に選ばれないことを理由とする取下げは認められません。



本人が入院しているのですが、見舞いに訪れた親族の交通費や食事代を後見人等が本人のお金から支払ってもいいですか？

後見人等は本人の財産を適切に管理する義務がありますので、親族等に贈与・貸付をすることは認められません。また、後見人等や親族が賛成しても、家庭裁判所が本人の財産からの支出を認めない場合もあります。

#### 支出できない例

- ・ 本人と同居していることを理由とする後見人等名義のローン返済
  - ・ 自動車の購入
  - ・ 金銭の貸付
  - ・ 後見人等又は親族への贈与
- など

認知症等の診断は受けていませんが、たまに公共料金の支払いを忘れてたり、通帳や印鑑の置き場所を忘れてしまうことがあります。

日常的な金銭管理等をお手伝いしてくれるサービスはありませんか？



福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をサポートする「日常生活自立支援事業」と「生活あんしん事業」があります。詳しくは9ページをご覧ください。

## 9. お問い合わせ

北広島市成年後見センター（北広島市社会福祉協議会内）  
北広島市栄町1丁目5-2 北広島エルフィンビル2階

電話：011-378-4285

（受付時間：午前8時45分～午後5時15分）

※土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日を除く



発行日：2024年9月



